

福岡市水洗便所改造補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、本市の処理区域（下水道法第2条第8号に規定する処理区域を言う。以下同じ。）内において、くみ取り便所を水洗便所に改造し、又は既設し尿浄化槽の切替工事を行う者に対し、予算の範囲内で当該改造に必要な費用の一部を水洗便所改造補助金として補助することについて必要な事項を定め、水洗便所の普及を促進し、もって都市環境及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(補助金の交付の対象者)

第2条 水洗便所改造補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象者は、くみ取り便所を水洗便所に改造し、又は既設し尿浄化槽の切替工事を行う当該改造に係る家屋（以下「改造家屋」という。）を所有し、又は使用する下記に掲げる第1号より第3号のいずれかに該当する者で次の第4号、第5号、第6号に掲げる要件を備えているものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合には、第5号に掲げる要件を備えることを要しないものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項に定める保護を受けている者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第2項に定める支援給付を受けている者
- (3) 市長が特に必要と認める者
- (4) 改造家屋を使用する者については、改造について、家屋所有者の承諾を得ていること。
- (5) 処理区域の公示があった日から3年以内に改造を行う者であること。
- (6) 同条第3号に規定する住民で自己及び配偶者の前年度の市県民税の合算額が523,500円以下の者であること。
- (7) 補助金の交付の対象者は、公募により募集するものとする。

(補助金の交付の対象となる費用)

第3条 補助金の交付の対象となる費用は、便器及びこれに付属する洗浄用器具の工事又は既設し尿浄化槽切替の工事並びにこれらと同時に施行する便所からの汚水を排除するために必要な排水管、排水ます及び洗浄用給水管の工事に要する費用（以下「改造工事費用」という。）とする。ただし、生活扶助世帯もしくは生活支援給付世帯で市長が特に必要と認めた場合は、別に定めるところにより、便所からの汚水以外の汚水を排除するための排水管、排水ます、防臭器の工事に要する費用（以下「雑排水工事費用」という。）も対象とすることができる。

2 改造工事費用および雑排水工事費用は、本市の水洗便所改造標準価格を基準として算定する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に定める額とする。ただし、100円未満の端数については、補助金額より除く。

対 象 者	補 助 金 額
(1)生活扶助世帯もしくは生活支援給付世帯	改造家屋1戸に対し、便器を設置する便所1カ所とし、改造工事費用の額に100分の110を乗じて得た額(改造工事費用が255千円を超えるときは、255千円に100分の110を乗じて得た額。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、別に定めるところにより、255千円に100分の110を乗じて得た額を超えて補助することができる。)
(2)生活扶助世帯以外の世帯もしくは生活支援給付世帯以外の世帯	改造家屋1戸に対し、便器を設置する便所1カ所とし、改造工事費用の額に100分の110を乗じて得た額の2分の1相当額。(改造工事費用の2分の1が127.5千円を超えるときは、127.5千円に100分の110を乗じて得た額。)
(3)第2条第3号に掲げる市長が特に必要と認める者	便所1カ所につき、改造工事費用と雑排水工事費用の合計額に100分の110を乗じて得た額の3分の2相当額。(改造工事費用が255千円を超えるときは、255千円に100分の110を乗じて得た額の3分の2に相当する額。)

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、福岡市下水道条例施行規則（以下「規則」という。）第6条に規定する排水設備新設等計画確認申請書を市長に提出する際、水洗便所改造補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類のうち必要な書類を添付して申請するものとする。

- (1) 扶助又は支援給付を受けていることを証する書類。
- (2) その他、市長が必要と認めるもの。

(補助金の交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い水洗便所改造補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者にその旨を通知するものとする。

- 2 市長は、当該申請の内容を審査した結果補助金を交付することが不適当と認めたときは、水洗便所改造補助金交付不決定通知書（様式第3号）により申請者にその旨を通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 第6条の規定により交付決定を受けた申請内容に変更が生じた場合、申請者は水洗便所改造補助金交付変更申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

2 市長は、変更申請の内容を審査し、その結果を水洗便所改造補助金交付変更通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(改造工事の施工等)

第8条 第6条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助申請者」という。)は、当該通知の日から2カ月以内に便所の改造工事(以下「改造工事」という。)を完了するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

2 補助申請者は、改造工事が完了したときは、規則第7条に規定する排水設備新設等工事完了届書を提出する際、改造工事の記録写真を提出するものとする。

3 補助申請者は、改造工事を福岡市下水道条例第8条に規定する福岡市排水設備指定工事店に施工させるものとする。

(補助金の額の確定等)

第9条 市長は、前条第2項に規定する書類の提出があったときは、現地調査を行い、当該改造工事の実績を確認し、交付すべき補助金の額を確定したうえ、水洗便所改造補助金確定通知書(様式第6号)により補助申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の時期)

第10条 補助金は、前条の規定により確定した額を、補助申請者の請求により交付するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第11条 市長は、補助申請者が虚偽の申請若しくは不正の行為により補助金の交付を受けようとしたとき、又は受けたときは、当該補助金の交付の決定を取消し、又は変更するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消し、又は変更した場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(規定外の事項)

第12条 この要綱に定めのあるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、福岡市補助金交付規則の例により処理するものとする。

(委 任)

第13条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、道路下水道局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日をもって廃止する。

様式第 1 号

水洗便所改造補助金交付申請書			
年 月 日			
(あて先) 福岡市長			
住所			
申請者			
氏名			
電話番号 ー			
福岡市水洗便所改造補助金交付要綱に基づき、水洗便所改造補助金の交付を受けたいので、必要書類を添付し申請します。			
補助金交付申請額	円		
改造に係る 家屋の所在地	福岡市 区	丁目	番 号
家屋所有者又は 使用者の別	所 有 者 ・ 使 用 者		
家 屋 所 有 者 の 承 諾 欄	申請者が水洗便所に改造し、排水設備を設置することの承諾者 住 所 氏 名		
改 造 工 事 費 資 金 計 画	総 工 事 費	補 助 金	貸 付 金
	円	円	円
工 事 店 名			

様式第2号

水洗便所改造補助金交付決定通知書

補助番号 第 号

年 月 日

様

福岡市長 印

年 月 日付の水洗便所改造補助金の交付申請については、次のとおり決定しましたので通知します。

なお、補助金は改造工事完了後、現地調査を行い、金額を確定して交付します。

記

	金 額	計 算 方 法
改 造 工 事 費	円	(種別) 生活扶助・支援給付 その他の扶助・支援給付 その他
補助金内示金額	円	
補 助 の 条 件	1. 改造工事は、排水設備新設等計画確認申請書記載図面のとお り施工すること。 2. 排水設備新設等工事完了届書は、改造工事を完了した日から 5日以内に提出し、現地で検査を受けること。 3. その他、福岡市水洗便所改造補助金交付要綱に定める事項を 遵守すること。	

様式第 3 号

水洗便所改造補助金交付不決定通知書

補助番号 第 号

年 月 日

様

福岡市長 印

年 月 日付の水洗便所改造補助金の交付申請については、審査の結果、次の理由により補助できないので通知します。

記

	金 額	計 算 方 法
改 造 工 事 費	円	(種別) 生活扶助・支援給付 その他の扶助・支援給付 その他
補助できない理由		

様式第4号

水洗便所改造補助金交付変更申請書 年 月 日 (あて先) 福岡市長 住所 申請者 氏名 電話番号 ー 年 月 日付で申請した内容について、変更が生じたので申請 します。			
変 更 補 助 金 交 付 申 請 額	円		
改 造 に 係 る 家 屋 の 所 在 地	福岡市	区	丁目 番 号
家屋所有者又は 使用者の別	所 有 者 ・ 使 用 者		
家 屋 所 有 者 の 承 諾 欄	申請者が水洗便所に改造し、排水設備を設置することの承諾者 住 所 氏 名		
改 造 工 事 費 資 金 計 画	総 工 事 費	補 助 金	貸 付 金
	円	円	円
工 事 店 名			

様式第 5 号

水洗便所改造補助金交付変更通知書

補助番号 第 号

年 月 日

様

福岡市長

印

年 月 日付の水洗便所改造補助金の交付変更申請については、審査の結果、次のとおり補助金額を変更しましたので通知します。

なお、補助金は改造工事完了後、現地調査を行い、金額を確定して交付します。

記

	金 額	計 算 方 法
改 造 工 事 費	円	(種別) 生活扶助・支援給付 その他の扶助・支援給付 その他
変更補助金内示額	円	
補 助 の 条 件	1. 改造工事は、排水設備新設等計画確認申請書（変更）記載図面のとおりに施工すること。 2. 排水設備新設等工事完了届書は、改造工事を完了した日から5日以内に提出し、現地で検査を受けること。 3. その他、福岡市水洗便所改造補助金交付要綱に定める事項を遵守すること。	

水洗便所改造補助金確定通知書 補助番号 第 号 年 月 日 様 福岡市長 印 年 月 日付をもって交付決定した水洗便所改造補助金について は、下記のとおり金額を確定したので通知します。 記	
補助確定金額	
改造に係る 家屋の所在地	福岡市 区 丁目 番 号
備考	(補助金額を確定した根拠) 改造工事費用 円